

令和6年度茅ヶ崎市自治基本条例内部検証資料(概要版)

事務担当：茅ヶ崎市経営総務部 行政総務課
 市政情報担当 TEL 81-7110

◇内部検証(令和2年度の取組:A・PNo.1～No.8、令和3・4年度の取組:No.1～No.55) ※A・Pはアクション・プランの略

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第7条	事業者の責務	No.1 法令や条例等に基づく規制、誘導又は指導の実施	第7条実績に記載のとおり、市は事業者に対して、法令等に基づく規制等及び取組支援を行っています。(行政総務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第7条	事業者の責務	No.2 地域社会との調和を図る事業者の取組への支援			
第8条 第9条	議会の責務	No.3 充実した討議の推進	第8条、9条実績に記載のとおり、議会及び議員の責務として市民に開かれた議会を目指し、様々な取組を進めました。(議会事務局)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(議会事務局)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第8条 第9条	議会の責務	No.4 議会の権能の適切な行使の推進			
第8条 第9条	議会の責務	No.5 市民参加の推進			
第8条 第9条	議会の責務	No.6 広報・広聴活動の推進			
第10条	市長の責務	No.7 地域の抱える課題や市民の意見及び要望の把握	職員研修については、庁内で実施する階層別研修・特別研修、様々な研修期間等へ派遣する派遣研修等、様々な研修が受講できる環境を推進しています。引き続き、職員の育成、キャリア形成について検討を重ね、職員の能力向上に寄与する研修を計画・実施していきます。(職員課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(職員課)(秘書課)(総合政策課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第10条	市長の責務	No.8 市長会その他都市関係会議等への参加			
第10条	市長の責務	No.9 透明性のある市政運営及び政治倫理の向上			
第10条	市長の責務	No.10 特定の政策課題についての調査研究及び調整	地域の抱える問題や市民の意見及び要望の把握や、市長会その他都市関係会議等への参加については、新型コロナウイルスの影響等もあり、直接対面する機会が減少することもありましたが、様々な方法を活用しながら取組を適正に実施することができました。(秘書課)		
第10条	市長の責務	No.11 職員の育成	特定の政策課題における行政政策の総合的な調整や、市長の市政運営に対する考えや予算及び施策の概要を市政方針で示すなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。(総合政策課)		
第10条	市長の責務	No.12 施政方針の公表			

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第11条	職員の責務	No.13 自治基本条例の職員への周知	<p>自治基本条例については、新採用職員、主査・副主査級職員及び課長補佐・担当主査級職員といった階層別職員研修を行い、それぞれの職員の職級に応じた周知啓発に努めました。また、職員一人一人が、条例に規定されている市政運営の基本原則の重要性を理解し、条例の理念を踏まえ、日々の業務を遂行する意識を高めることを目的に、全職員研修を実施しました。</p> <p>職員によって自治基本条例の理解度に差があるといった市民の意見がありましたので、職員が自治基本条例を遵守し、条例にのっとった取組を行うことができるよう、引き続き、研修等により職員の意識啓発を図ります。(行政総務課)</p> <p>サービスの宣誓については、令和4年度以降、新採用職員研修の初日に宣誓書の写しをお渡しし、オリエンテーションや自治基本条例・地方公務員法の講義の中で内容について再度説明を行っており、認識する機会を作っています。自己啓発・学習する風土づくりについては、人事評価や意向調査の手法や記載方法を見直したり、管理職のマネジメント研修を実施する等の取組を行っています。引き続き、職場全体の意識改革・行動変容に結びつくような取組を検討していきます。(職員課)</p>	<p>条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)(職員課)</p>	<p>現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。</p>
第11条	職員の責務	No.14 サービスの宣誓			
第11条	職員の責務	No.15 職員の自己啓発に対する支援			
第11条	職員の責務	No.16 学習する風土づくりの推進			
第11条	職員の責務	No.17 部局横断的な検討組織			

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第13条	説明責任	No.18 情報公開制度の適正な運用	情報公開請求制度については、事務の過程において、適時各課かいに対して助言しているほか、文書法務課及び文化推進課と合同開催した行政文書公開に関する研修により、職員への周知啓発に努めました。	個人情報保護に関する法律の改正に伴う文言整理のため、令和5年4月1日に情報公開条例を改正施行しましたが、自治基本条例の条文には影響がないため、条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第13条	説明責任	No.19 特定歴史公文書等利用制度の適正な運用	情報公開請求に際して、行政文書が適正に作成されていないという市民の意見がありましたので、職員が自治基本条例に定める説明責任を果たすことができるよう、今後も引き続き、研修等により職員への意識啓発を図ります。(行政総務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(市民自治推進課)(文化推進課)	
第13条	説明責任	No.20 パブリックコメント手続きの実施	上記政策提案等を踏まえて運用を見直しながら、パブリックコメント手続を実施しています。(市民自治推進課) 目録の整備及び公開を進めるほか、市民ふれあいプラザで特定歴史公文書等に関する展示を実施し、市民に利用してもらうための取組を進めました。現物の展示については、管理・防犯上の観点から取り組めていません。(文化推進課)		
第14条	情報共有	No.21 市政情報の公表及び提供	情報公開条例に基づき公開手続を適正に行うとともに、市政情報の公表及び提供の推進に関する要綱に基づき、毎年度「市政情報公表一覧表」を公表しました。	条文の規定を改正する必要はないと考えます。(行政総務課)(広報シティプロモーション課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第14条	情報共有	No.22 市政情報コーナーの充実	また、市政情報コーナーに配架する行政資料について、資料検索性の向上に努め、市政情報の分かりやすい提供に努めました。		
第14条	情報共有	No.23 広報媒体へのニーズに合わせた情報の掲載	附属機関等の会議については、原則会議を公開するとともに、公開で行う会議を市民が傍聴できるよう、市ホームページ等で会議の開催日時等を公表しました。 「情報を共有しよう」と努めているようには思えない事例があった」という市民の意見がありましたので、市政に関する情報について市民との共有を図るために重要である「情報の提供」を職員が積極的に行うことができるよう、研修による条例の浸透及び意識向上に加え、組織的な対応力の向上を図ります。(行政総務課)		
			他自治体の動向や、社会情		

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第14条	情報共有	No.24 附属機関等の会議の公開	勢などを調査・研究しつつ、その時勢に応じた取組の必要性や媒体に応じた効果的な発信方法について議論し、庁内調整を進めてきました。(広報シティプロモーション課)		
第15条	情報の管理等	A・PNo.1 (仮称) 公文書管理条例の制定○ 公文書等管理条例の施行に向けたガイドラインの作成等	職員研修や通知等による意識啓発を行い、個人情報保護制度を適正に運用しました。 個人情報情報の取扱いについて職員への注意喚起を行っているものの、個人情報情報の漏えい事故は毎年度発生しているところです。	個人情報保護制度は、法律に基づき運用することとなりましたが、自治基本条例の条文には影響がないため、条文の規定を改正する必要はないと考えます。(行政総務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第15条	情報の管理等	A・PNo.2 (仮称) 公文書管理条例の制定○ 基準に基づく文書の整理・分類	職員研修に当たっては、本市において発生した実際の漏えい事故を事例として、原因やその再発防止策等について紹介を交え、より効果的な意識啓発に努めます。(行政総務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(文書法務課)(文化推進課)	
第15条	情報の管理等	No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理①	市政を適正に効率的に運営し、市民への説明責任を果たすために、茅ヶ崎市公文書等管理条例に基づき、行政文書を適正に管理する必要があることから、研修や管理状況の点検等を継続的に行っています。(文書法務課)	社会情勢の変化はあるものの、条文の理念には影響がないことから、条文の改廃等の必要はないと考えます。(デジタル推進課)	
第15条	情報の管理等	No.25 行政文書及び特定歴史公文書等の適正・適切な管理②			
第15条	情報の管理等	No.26 個人情報保護制度の適正な運用	適切に実施できたと考えます。(デジタル推進課)		
第15条	情報の管理等	No.27 情報セキュリティ対策の充実	職員研修については年3回実施し、職員の周知を図っています。 また、必要に応じて歴史公文書等の選別に関する考え方を庁内に通知しました。(文化推進課)		
第16条	市民参加	A・PNo.3 パブリックコメント手続の運用の適正化○ マニュアルに基づく適正な運用	「職員のための市民参加手続ガイド」や職員研修等を活用して、市民参加手続の適切な運用に努めています。 なお、パブリックコメント手続については、上記政策提案等を踏まえて運用を見直しています。(市民自治推進課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(市民自治推進課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第16条	市民参加	A・PNo.4 市民参加における審議会の位置付けの検討○ 検討に基づく運用			
第16条	市民参加	No.28 市民参加手続の適正な運用			
第16条	市民参加	No.29 市民参加の推進・啓発			

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第17条	政策法務等	No.30 政策法務の推進	政策法務に関する研修については、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により実施することができませんでしたが、令和4年度及び5年度は実施し、職員の政策法務能力の向上を図りました。 条例(案)、規則(案)等の審査については、令和3年度から5年度まで各案の審査を随時適切に実施しました。(文書法務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(文書法務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第17条	政策法務等	No.31 条例(案)、規則(案)等の審査			
第18条	総合計画等	No.32 総合計画の進行管理	新型コロナウイルスの影響や社会情勢の変化をしっかりと捉えて、総合計画の策定・進行管理や総合計画の在り方に関する議論を行うなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。(総合政策課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(総合政策課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第18条	総合計画等	No.33 総合計画の在り方に関する議論			
第19条	財政運営等	No.34 的確な財政見通しに基づく財政の運営及び公表	目まぐるしく変化する社会経済情勢等に応じた各年度の取組ができたものと考えます。(財政課)	現在の規定に基づく取組を引き続き進めることが重要であり、条文の改廃等の必要はないと考えます。(財政課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第20条	行政評価	A・PNo.5 評価結果の予算への反映方法の改善○基本的考え方の整理	効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、行政評価制度の仕組みづくりや、外部からの知見を得て政策立案・評価の調査研究を行うなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。(総合政策課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(総合政策課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第20条	行政評価	A・PNo.6 外部視点を取り入れた評価方法の検討・適切な目標設定○適切な指標の設定(施策目標・事務事業)			
第20条	行政評価	No.35 外部視点を取り入れた評価方法の検討			
第20条	行政評価	No.36 行政評価制度の適正な運用			
第21条	行政手続	A・PNo.7 審査基準、処分基準及び標準処理期間の市ホームページでの公表○審査基準等の市ホームページでの公表	申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準及び行政指導の指針等を定期的に見直すとともに、市ホームページで公表している審査基準等を適宜更新し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図りました。(文書法務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(文書法務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第21条	行政手続	No.37 行政手続制度の適正な運用			

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第22条	苦情等への対応	No.38 陳情・要望・苦情等への対応	市に寄せられる苦情等について、必要に応じて業務を改善するとともに、市に寄せられた苦情等の内容や苦情等に対する市の対応を取りまとめて公表します。(市民相談課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(市民相談課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第23条	監査	No.39 適切な監査の実施と分かりやすく速やかな結果の公表	条例を推進するための取組を適正に行いました。(監査事務局)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(監査事務局)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第24条	職員通報	A・PNo.8通報事例集の作成○職員への周知	職員通報制度の庁内への周知及び通報の処理に関する整理を行うとともに、通報の受付、調査等を適宜行いました。(行政総務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第24条	職員通報	No.40 職員通報制度の適正な運用			
第25条	コミュニティ	No.41 コミュニティの推進	第25条実績に記載のとおり、市はコミュニティ活動や自治会活動に対する支援を行っています。(市民自治推進課)	本条は、コミュニティが行う公益の増進に取り組む活動を尊重しなければならないという理念を規定しているものであり、条文の改廃等の必要はないと考えます。(市民自治推進課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第25条	コミュニティ	No.42 コミュニティへの支援			
第25条	コミュニティ	No.43 自治会活動の支援			
第26条	協働	No.44 多様な主体との協働事業の推進①	指定管理者制度導入施設に関して、適宜、モニタリング等を実施し、必要な改善を指定管理者に求めることで、適切な事業が継続できるよう努めました。また、指定管理者制度導入施設の中には、市民活動の拠点となる集会場所等も含まれており、適切に施設が管理・運営されることにより、協働、市民活動の推進につなげることができました。(行政改革推進課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政改革推進課)(市民自治推進課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第26条	協働	No.44 多様な主体との協働事業の推進②	第26条実績に記載のとおり、職員向けの手引きである「協働のガイドライン」の改定など、協働を推進するための環境を整備しました。(市民自治推進課)		

条	規定内容	取組名	内部検証		令和7年度から10年度までに講ずべき措置について
			条例の施行状況	条例の規定	
第27条	市民活動の推進	No.45 市民活動団体の支援	第27条実績に記載のとおり、市は市民活動団体への財政的な支援や市民活動サポートセンターの管理運営、市民活動等災害補償制度の運用等を行っています。(市民自治推進課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(市民自治推進課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第27条	市民活動の推進	No.46 市民活動サポートセンターの管理運営			
第27条	市民活動の推進	No.47 市民活動推進補助事業の審査及び評価			
第27条	市民活動の推進	No.48 市民活動等災害補償制度の運用			
第28条	住民投票	No.49 住民投票制度の調査・研究	検証期間において、住民投票を実施する事案はありませんでしたが、現段階において住民投票が必要な事案が発生した場合には、それぞれの事案に応じて別に条例を定める「個別設置型」の住民投票条例を制定し、住民投票を実施することとしています。(行政総務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第29条	国等との連携・協力	No.50 国・県の施策・制度予算に関する要望	共通課題の解決のため、国・県への要望や、湘南地域の近隣市町と連携・協力するなど、条例の規定に基づいた取組を適正に実施することができました。(総合政策課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(総合政策課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。
第29条	国等との連携・協力	No.51 湘南広域都市行政協議会との連携			
第29条	国等との連携・協力	No.52 県及び湘南地域との連携			
第29条	国等との連携・協力	No.53 寒川町との連携			
第29条	国等との連携・協力	No.54 平塚市との連携			
第30条	条例の検証等	No.55 自治基本条例の推進	令和3年度から令和5年度までに実施した推進方針に掲げた取組状況の確認資料を踏まえて内部資料の資料を取りまとめしています。(行政総務課)	条文の改廃等の必要はないと考えます。(行政総務課)	現在の条例に規定された事項を推進するための取組を継続する。